

令和元年度第3回秋田県再犯防止推進協議会が中止 になったことによる書面協議の内容について(要旨)

1 概要

令和2年3月24日(火)に予定していた令和元年度第3回秋田県再犯防止推進協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開催を中止した。

代替策として、協議会で予定した協議事項については、各委員及びオブザーバーに対して書面による協議(意見照会)を実施し、協議会の開催に代えることとなった。

なお、提出された意見はとりまとめた上で、県の対応を記載した一覧を全ての委員及びオブザーバーに対して送付するなどしてフィードバックすることとし、秋田県再犯防止推進計画(案)については、提出された意見を踏まえて、計画(案)を修正し、協議会会長が最終確認を行い、成案とすることとした。

2 書面による意見照会期間

令和2年3月13日(金)～令和2年3月23日(月)

3 意見提出のあった委員等

委員13名中10名提出

オブザーバー2名中2名提出

4 協議事項に対する意見の内容(要旨)

(1) 秋田県再犯防止推進計画(案)について

- 若年者層と高齢者層の特性に応じた重点分野を掲げているが、若年者層という表現に違和感を感じるため、修正を検討してほしい。
- 重点分野における就労の確保について、一般的な就労と福祉的な生活困窮者への就労・生活支援など対象となる人の特性によって異なるため、これに応じた記載にしてほしい。
- 市町村及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者へ、本計画の内容や県地域生活定着支援センターの役割等について、啓発して頂けるのは大変ありがたいことである。
- 住居確保の取組に関して、計画案の段階であっても、実効性があり、確実な成果が出せる選択肢を提示するか、それに代わる決意等についての記載が必要ではないか。
- 公営住宅、セーフティネット住宅に対して、本計画の対象となる人の課題があることについて認識を共有し、入居を拒まない取組が推進されることを期待する。
- 自立準備ホームの制度周知と確保について、なお一層の取組を期待する。
- 薬物乱用防止キャンペーンにおける「ダメ。ゼッタイ。」の標語の使用については、本当に効果的なのか疑問視している研究者もいる。全国的な活動の中で本県だけこのフレーズを使用しないあるいは別のフレーズを使用するというのは難しい部分があるとは思いますが、今後、検討しても良いと思う。

- 計画を推進していく中で意見を集め、協議を重ねながら、変更・追加を検討したいところである。
 - 期限を定めて見直しを図ることがこのプロジェクトに携わる人の意欲を高めることになると思う。
 - 令和2年度から「矯正就労支援情報センター」（通称：コレワーク）が仙台矯正管区内にも設置されることから、連携や周知を図るために、このことについて記載してほしい。
- ※このほか、計画（案）に「賛同する」「異論・意見がない」といった趣旨の意見4件。

（２）秋田県地域再犯防止推進モデル事業の実施状況について

①孤立防止事業について

- 再犯防止が社会にとっても出所者にとっても極めて意義深いことであることが周知でき、また、罪を犯した人の更生意欲を高め、支援を受け入れる者が増えることが期待できることから、実施状況を早期に県民に伝えることを検討してほしい。

②住居確保事業について

- 入居後のフォローアップに課題があるということだが、これは「支援者の支援」という問題であり、今後は、より具体的にかつ手厚く策定していくべきものであると思うので、発展を期待する。
- 現状としては、釈放後、すぐに住居の確保をすることは困難であり、更生緊急保護により、一旦更生保護施設等に入所又は簡易宿泊所に数日間宿泊させ、生活保護手続を経た上でなければ、住居確保することができない状況である。釈放後すぐに住居確保できる環境が整うことが望ましい。
- 現在、その対象が横手市居住支援協議会に限定されていることから、今後、秋田県内に居住を希望する全ての対象者のニーズに沿うよう、横手市以外の市町村にも拡大してほしい。
- 対象者は就労可能な年齢の者であり、一定期間生活保護を受給して住居を確保した後に自立を目指す等、福祉サイドと連携した選択肢を考えてもらいたい。

③広報啓発事業について

- 再犯防止に係る関係機関のネットワークづくりやモデル事業終了後の連携に繋げる意味でも、保護観察所や少年鑑別所（法務少年支援センター）等、関係機関の協力や対応についても積極的に活用いただきたい。

（３）秋田県再犯防止推進協議会の今後について

- 令和3年度以降、少なくとも1回、できれば2回開催してもらえればと思う。
- 市町村に通知し、協議会に見学者として参加を募ってはどうか。協議会そのものが再犯防止推進計画の研修機会となり得る。
- モデル事業の効果検証に関して、分析方法やデータ収集について、協議会そのもので取り扱う必要はないのか。協議会構成員から、効果検証や状況分析に利用できるデータについての意見聴取の機会を設けた方が良いのではないかな。